

地方独立行政法人山口県立病院機構中期計画の骨子イメージ

中期目標（修正案）	中期計画（骨子イメージ）
前文 （略）	前文 ・法人としての取組方針を総括的に記載
第1 中期目標の期間 平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間とする。	—
第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。	第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 医療の提供 県立病院として積極的な対応が求められる分野の医療をはじめ、質の高い医療を継続的、安定的に県民に提供すること。	1 医療の提供
（1）県立病院として積極的に対応すべき医療の充実 高度専門医療や特殊医療など県立病院が担うべき医療を県民に提供していくため、次の医療機能を積極的に確保し、その充実に努めること。	（1）県立病院として積極的に対応すべき医療の充実
ア 総合医療センター 総合的で高水準な診療基盤を有する本県の基幹病院として、三次救急医療、総合周産期医療及びへき地医療を提供するとともに、大規模自然災害や新興・広域感染症発生時においては迅速かつ確に医療を提供すること。 また、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病などは、地域の医療機関との役割分担と連携のもと、専門医療又は急性期医療を提供すること。	ア 総合医療センター ・病院の取組方針を総括的に記載 （ア）救急医療 （イ）周産期医療 （ウ）へき地医療 （エ）災害医療 （オ）感染症医療 （カ）専門医療、急性期医療
イ こころの医療センター 精神科医療における本県の基幹病院として、精神科救急・急性期医療、重症患者への医療を提供し、早期社会復帰に向けた取組を推進すること。 また、認知症などに対する専門医療を提供するとともに、司法精神医療については、医療観察法に基づく指定入院医療機関としての体制の整備・充実に努めること。	イ こころの医療センター ・病院の取組方針を総括的に記載 （ア）精神科救急・急性期医療及び重症患者への対応 （イ）専門外来等の充実 （ウ）認知症医療ネットワークの構築 （エ）司法精神医療への取組
（2）医療従事者の確保、専門性の向上 医療機能の維持・向上を図るため、医師をはじめ医療従事者の確保対策を推進するとともに、教育研修の充実、専門又は認定資格の取得支援など医療従事者の専門性や医療技術の向上に資する取組を実施すること。	（2）医療従事者の確保、専門性の向上 ア 医療従事者の確保 イ 医療従事者の専門性の向上

中期目標（修正案）	中期計画（骨子イメージ）
<p>（３）施設設備の整備 施設設備については、県立病院が担う医療機能にふさわしいものとなるよう、県民の医療ニーズ、費用対効果、老朽化の状況などを総合的に勘案し、計画的に整備、更新すること。</p>	<p>（３）施設設備の整備 ア 機器整備 イ 施設整備</p>
<p>（４）医療に関する安全性の確保 安心・安全な医療を提供するため、医療事故防止・院内感染防止などの安全対策を推進すること。</p>	<p>（４）医療に関する安全性の確保 ア 医療事故の防止対策 イ 医薬品及び医療機器の安全管理 ウ 院内感染の防止対策</p>
<p>（５）患者サービスの向上 患者自身が納得して治療を受けられるよう、患者への説明や診療情報の提供を的確に行うとともに、医療に関する相談支援機能の充実を図ること。 また、患者に関する情報は適正に管理するとともに、院内環境の改善や患者意見の反映など院内サービスの向上に取り組むこと。</p>	<p>（５）患者サービスの向上 ア 患者本位の医療の実践 （ア）質の高い医療の提供 （イ）患者及び家族への支援 （ウ）チーム医療 イ 適正な情報管理 ウ 院内サービスの向上</p>
<p>（６）地域医療への支援 ア 地域医療連携の推進 他の医療機関との役割分担と連携のもと、かかりつけ医との病診連携、他病院との病病連携を進めること。 また、県内の医療機関からの職員派遣要請にも応じるなど、地域医療への支援に努めること。</p>	<p>（６）地域医療への支援 ア 地域医療連携の推進 （ア）県内医療機関等との連携 （イ）県内医療機関への支援</p>
<p>イ 社会的な要請への協力 県立病院が有する人材や知見を活用し、研修会への講師派遣など社会的な要請に協力すること。</p>	<p>イ 社会的な要請への協力</p>
<p>２ 医療に関する調査及び研究 県立病院が提供する医療の質の向上、本県における医療水準の向上を図るため、調査及び研究に取り組むこと。 また、調査及び研究の成果について、県民の健康意識の醸成にも資するよう、わかりやすい情報発信に努めること。</p>	<p>２ 医療に関する調査及び研究 （１）診療情報の活用 （２）臨床研究の実施 （３）情報の発信</p>
<p>３ 医療従事者等の研修 臨床研修病院として、県内で診療に従事する医師の確保にも資するよう、初期研修医及び後期研修医を積極的に受け入れること。 また、将来の医療を担う医学生や看護学生などの教育実習の受け入れ、救急救命士に関する病院実習の引き受けなど地域医療従事者の育成を支援すること。</p>	<p>３ 医療従事者等の研修 （１）臨床研修医の受入れ （２）実習生の受入れ （３）地域医療従事者の育成</p>

中期目標（修正案）	中期計画（骨子イメージ）
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 県立病院機構は、自律的で機動的な経営体制を確立し、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的・効果的な業務運営に努めること。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 経営体制の確立 独立した経営体として、主体性をもって意思決定し、迅速に行動できるよう、理事会を中心とした体制を整備するとともに、県立病院機構内部における権限配分の適正化や職員の病院運営に対する意識の醸成を図るなど効果的な経営体制を確立すること。</p>	<p>1 経営体制の確立</p>
<p>2 効率的・効果的な業務運営 医療需要や業務環境の変化に即応した業務運営となるよう、各部門編成や人員配置、業務手法を常に点検し、必要な見直しを行うこと。 また、中期目標、中期計画、年度計画に掲げる目標や取組を確実に達成するため、経営成績を踏まえた機動的な病院運営に努めること。 さらに、経営や医療事務に精通した職員を確保、育成するなど、事務部門の専門性の向上を図ること。 加えて、2病院を運営する形態を活かすために、県立病院が有する人的・物的資源の相互交流や有効活用を進めること。</p>	<p>2 効率的・効果的な業務運営 (1) 組織、人員配置の弾力的運用 (2) 柔軟な予算執行 (3) 事務部門の専門性の向上 (4) 2病院の連携</p>
<p>3 収入の確保、費用の節減・適正化 適正な診療報酬の請求などにより収入の確保を図るとともに、未収金の発生防止と回収に努めること。 適切な在庫管理や契約の見直しなどにより費用の節減・適正化を図ること。</p>	<p>3 収入の確保、費用の節減・適正化 (1) 収入の確保 (2) 費用の節減</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 県立病院機構は、良質な医療を安定的に提供していくため、効率的な病院経営を通じて経常収支の改善を図り、中期目標期間内に黒字とすること。</p>	<p>第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ・中期目標期間内の黒字</p> <p>1 予算（平成23年度～平成26年度）</p> <p>2 収支計画（平成23年度～平成26年度）</p> <p>3 資金計画（平成23年度～平成26年度）</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>2 想定される短期借入金の発理由</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p>

中期目標（修正案）	中期計画（骨子イメージ）
	第6 剰余金の使途
	第7 料金に関する事項
第5 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する事項 職員的能力や実績を適切に反映した、病院にふさわしい人事評価制度を構築するとともに、職員の意欲向上に資する給与制度の導入を検討すること。	第8 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する事項 (1) 人事評価制度 (2) 給与制度
2 就労環境に関する事項 多様な勤務形態の導入、業務負担の軽減に向けた取組、育児支援の充実など、職員の働きやすい職場環境づくりを進めること。	2 就労環境に関する事項 (1) 勤務形態の多様化 (2) 就労環境の整備
3 中期計画における数値目標 本中期目標の主要な項目について、中期計画において数値目標を設定すること。	—